

別表第一（第二条関係）

- 一 三—アセトキシ—六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類
- 二 α —三—アセトキシ—六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類
- 三 β —三—アセトキシ—六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルヘプタン（別名ベータアセチルメタドール）及びその塩類
- 四 α —三—アセトキシ—六—メチルアミノ—四・四—ジフェニルヘプタン（別名ノルアシメタドール）及びその塩類
- 五 一—〔二—（四—アミノフェニル）エチル〕—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名アニレリジン）及びその塩類
- 六 N—アリルノルモルヒネ（別名ナロルフィン）、そのエステル及びこれらの塩類
- 七 三—アリル—一—メチル—四—フェニル—四—（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アリルプロジン）及びその塩類
- 八 エクゴニン及びその塩類
- 九 三—（N—エチル—N—メチルアミノ）—一・一—ジ—（二—チエニル）—一—ブテン（別名エチルメチルチアンブテン）及びその塩類
- 十 α —三—エチル—一—メチル—四—フェニル—四—（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名アルファメプロジン）及びその塩類
- 十一 β —三—エチル—一—メチル—四—フェニル—四—（プロピオニルオキシ）ピペリジン（別名ベータメプロジン）及びその塩類
- 十二 二—（四—クロロベンジル）—一—（ジエチルアミノ）エチル—五—ニトロベンズイミダゾール（別名クロニタゼン）及びその塩類
- 十三 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
- 十四 コカ葉
- 十五 コデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類
- 十六 ジアセチルモルヒネ（別名ヘロイン）その他モルヒネのエステル及びその塩類
- 十七 一—（三—シアノ—三・三—ジフェニルプロピル）—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名ジフェノキシレート）及びその塩類
- 十八 四—シアノ—二—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニルブタン（別名メサドン中間体）及びその塩類
- 十九 四—シアノ—一—メチル—四—フェニルピペリジン（別名ペチジン中間体A）及びその塩類
- 二十 一—（ジエチルアミノ）エチル—二—（四—エトキシベンジル）—五—ニトロベンズイミダゾール（別名エトニタゼン）及びその塩類
- 二十一 三—ジエチルアミノ—一・一—ジ—（二—チエニル）—一—ブテン（別名ジエチルチアンブテン）及びその塩類
- 二十二 ジヒドロコデイノン（別名ヒドロコドン）、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十三 ジヒドロコデイン、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十四 ジヒドロデオキシモルヒネ（別名デソモルヒネ）、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十五 ジヒドロヒドロキシコデイノン（別名オキシコドン）、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十六 ジヒドロヒドロキシモルヒノン（別名オキシモルフォン）及びその塩類
- 二十七 ジヒドロモルヒネ、そのエステル及びこれらの塩類
- 二十八 ジヒドロモルヒノン（別名ヒドロモルフォン）、そのエステル及びこれらの塩類

- 二十九 四・四—ジフェニル—六—ピペリジノ—三—ヘプタノン（別名ジピパノン）及びその塩類
- 三十 (二—ジメチルアミノ) エチル ——エトキシ—・—ジフェニルアセテート（別名ジメノキサドール）及びその塩類
- 三十一 三—ジメチルアミノ—・—ジ— (二—チエニル) ——ブテン（別名ジメチルチアンブテン）及びその塩類
- 三十二 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘキサノン（別名ノルメサドン）及びその塩類
- 三十三 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール（別名ジメフェプタノール）及びその塩類
- 三十四 α —六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール（別名アルファメタドール）及びその塩類
- 三十五 β —六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノール（別名ベータメタドール）及びその塩類
- 三十六 六—ジメチルアミノ—四・四—ジフェニル—三—ヘプタノン（別名メサドン）及びその塩類
- 三十七 四—ジメチルアミノ—三—メチル—・二—ジフェニル—二— (プロピオニルオキシ) ブタン（別名プロポキシフェン）及びその塩類
- 三十八 六—ジメチルアミノ—五—メチル—四・四—ジフェニル—三—ヘキサノン（別名イソメサドン）及びその塩類
- 三十九 —・三—ジメチル—四—フェニル—四— (プロピオニルオキシ) アザシクロヘプタン（別名プロヘプタジン）及びその塩類
- 四十 α —・三—ジメチル—四—フェニル—四— (プロピオニルオキシ) ピペリジン（別名アルファプロジン）及びその塩類
- 四十一 β —・三—ジメチル—四—フェニル—四— (プロピオニルオキシ) ピペリジン（別名ベータプロジン）及びその塩類
- 四十二 六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—・—オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類
- 四十三 六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ペンチル—六H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—・—オール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）及びその塩類
- 四十四 テバイン及びその塩類
- 四十五 —・二・五—トリメチル—四—フェニル—四— (プロピオニルオキシ) ピペリジン（別名トリメペリジン）及びその塩類
- 四十六 六—ニコチルコデイン（別名ニココジン）及びその塩類
- 四十七 ノルモルヒネ（別名デメチルモルヒネ）、そのエーテル及びこれらの塩類
- 四十八 ——〔二— (二—ヒドロキシエトキシ) エチル〕—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名エトキセリジン）及びその塩類
- 四十九 十四—ヒドロキシジヒドロモルヒネ（別名ヒドロモルヒノール）及びその塩類
- 五十 三—ヒドロキシ—N—フェナシルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 五十一 —— (三—ヒドロキシ—三—フェニルプロピル)—四—フェニルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名フェノペリジン）及びその塩類
- 五十二 四— (三—ヒドロキシフェニル)——メチル—四—ピペリジルエチルケトン（別名ケトベミドン）及びその塩類
- 五十三 四— (三—ヒドロキシフェニル)——メチルピペリジン—四—カルボン酸エチルエステル（別名ヒドロキシペチジン）及びその塩類

- 五十四 三ーヒドロキシーNーフェネチルモルヒナン（別名フェノモルファン）及びその塩類
- 五十五 三ーヒドロキシーNーメチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 五十六 三ーヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 五十七 四ーフェニルーーー〔二ー（テトラヒドロフルフリルオキシ）エチル〕ピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル（別名フレチジン）及びその塩類
- 五十八 四ーフェニルピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル（別名ペチジン中間体B）及びその塩類
- 五十九 四ーフェニルーーー（三ーフェニルアミノプロピル）ピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル（別名ピミノジン）及びその塩類
- 六十 一・二・三・四・五・六ーヘキサヒドロー八ーヒドロキシー六・十一ージメチルー三ーフェネチルー二・六ーメタノー三ーベンザゾシン（別名フェナゾシン）及びその塩類
- 六十一 一・二・三・四・五・六ーヘキサヒドロー八ーヒドロキシー三・六・十一ートリメチルー二・六ーメタノー三ーベンザゾシン（別名メタゾシン）及びその塩類
- 六十二 ーー〔二ー（ベンジルオキシ）エチル〕ー四ーフェニルピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル（別名ベンゼチジン）及びその塩類
- 六十三 六ーメチルジヒドロモルヒネ（別名メチルジヒドロモルヒネ）及びその塩類
- 六十四 メチルジヒドロモルヒノン（別名メトポン）、そのエステル及びこれらの塩類
- 六十五 六ーメチルーー六ーデオキシモルヒネ（別名メチルデソルフィン）及びその塩類
- 六十六 Nー（一ーメチルー二ーピペリジノエチル）プロピオンアニリド（別名フェナンプロミド）及びその塩類
- 六十七 ーーメチルー四ーフェニルピペリジンー四ーカルボン酸エステル及びその塩類
- 六十八 Nー〔二ー（メチルフェネチルアミノ）プロピル〕プロピオンアニリド（別名ジアンプロミド）及びその塩類
- 六十九 〔（三ーメチルー四ーモルフォリノー二・二ージフェニル）ブチリル〕ピロリジン及びその塩類
- 七十 三ーメチルー四ーモルフォリノー二・二ージフェニル酪酸（別名モラミド中間体）及びその塩類
- 七十一 三ーメトキシーNーメチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）及びその塩類
- 七十二 モルヒネ及びその塩類
- 七十三 モルヒネーNーオキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導體
- 七十四 ーー（二ーモルフォリノエチル）ー四ーフェニルピペリジンー四ーカルボン酸エチルエステル（別名モルフェリジン）及びその塩類
- 七十五 六ーモルフォリノー四・四ージフェニルー三ーヘプタノン（別名フェナドキソン）及びその塩類
- 七十六 四ーモルフォリノー二・二ージフェニル酪酸エチルエステル（別名ジオキサフェチルブチレート）及びその塩類
- 七十七 前各号に掲げる物と同種の濫用のおそれがあり、かつ、同種の有害作用がある物であつて、政令で定めるもの
- 七十八 前各号に掲げる物又は大麻のいずれかを含有する物であつて、あへん以外のもの。ただし、次に掲げるものを除く。
- イ 千分中十分以下のコデイン、ジヒドロコデイン又はこれらの塩類を含有する物であつて、これら以外の前各号に掲げる物又は大麻を含有しないもの
- ロ その濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量以下の第四十二号に掲げる物（大麻草としての形状を有しないものに限る。）を含有する物であつて、前各号（同号を除く。）に掲げる物又は大麻を含有しないもの
- ハ 第四十二号又は第四十三号に掲げる物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻

草の種子又は成熟した莖としての形状を有しないもの及び前各号に掲げる物又は大麻を人為的に含有させたものを除く。）

ニ 麻薬原料植物又は大麻草以外の植物（その一部分を含む。）

令和7年11月20日現在